

# 環境活動レポート 平成23年度版

次世代に継承する  
環境適合型社会の  
実現をめざして

環境創造事業

循環型社会推進事業

環境コンサルティング事業

環境調査・測定分析事業

環境研究事業

国際協力事業



財団法人 ひょうご環境創造協会  
Hyogo Environmental Advancement Association

## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| I. 組織の概要                             | 1  |
| II. 事業活動の内容                          | 3  |
| 1 環境創造事業                             | 3  |
| 2 循環型社会推進事業                          | 3  |
| 3 環境コンサルティング事業                       | 4  |
| 4 環境調査・測定分析事業                        | 4  |
| 5 環境研究事業                             | 4  |
| 6 国際協力事業                             | 5  |
| III. 環境への取組                          | 6  |
| 1 環境方針                               | 6  |
| 2 対象範囲                               | 7  |
| 3 平成23年度の環境活動計画と環境目標の実績及びその評価        | 8  |
| 4 マテリアルバランス                          | 12 |
| 5 次年度の取り組み内容                         | 13 |
| 6 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 | 14 |
| 7 代表者による全体評価と見直しの結果                  | 17 |

平成23年度版環境活動レポート

■対象期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日

■発行日 平成24年7月31日

## I 組織の概要

### (1) 名称及び代表者

財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 大原 義弘

### (2) 所在地

|           |           |                                        |
|-----------|-----------|----------------------------------------|
| 本部        | 〒654-0037 | 神戸市須磨区行平町 3-1-31                       |
| 資源循環部     | 〒650-0023 | 神戸市中央区栄町通 4-2-18 キンキビルディング内            |
| 尼崎事業所     | 〒660-0087 | 尼崎市平左衛門町 70                            |
| 津名事業所     | 〒656-2132 | 淡路市津名町志筑新島                             |
| 姫路事業所     | 〒672-8079 | 姫路市飾磨区今在家字近藤新田 1351-17 地先              |
| 播磨事業所     | 〒675-0155 | 加古郡播磨町新島 13-1                          |
| 赤穂事業所     | 〒678-0208 | 赤穂市西浜町 1016-1                          |
| 香住事業所     | 〒669-6562 | 美方郡香美町香住区油良 399-5                      |
| ひょうごエコプラザ | 〒650-0044 | 神戸市中央区東川崎 1 丁目 1 番 3 号<br>神戸クリスタルタワー5F |
| ひょうご環境体験館 | 〒679-5148 | 佐用郡佐用町光都 1 丁目 330-3                    |

### (3) 設立

昭和 47 年 5 月 31 日

### (4) 基本財産

|           |            |         |
|-----------|------------|---------|
| 6 億 5 千万円 | 兵庫県        | 160 百万円 |
|           | 県下全市町      | 330 百万円 |
|           | 神戸商工会議所    | 23 百万円  |
|           | ひょうご環境創造協会 | 137 百万円 |

### (5) 事業活動

環境創造事業、循環型社会推進事業、環境コンサルティング事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業

### (6) 役職員数

201 名 ※『165 名』

### (7) 売上高（平成 23 年度）

1,917 百万円 ※『1,563 百万円』

### (8) 床面積

17,686.16m<sup>2</sup> ※『6,180.47m<sup>2</sup>』

※『』表示は、平成 24 年 3 月末時点でのエコアクション 21 認証登録範囲

### (9) 事業登録

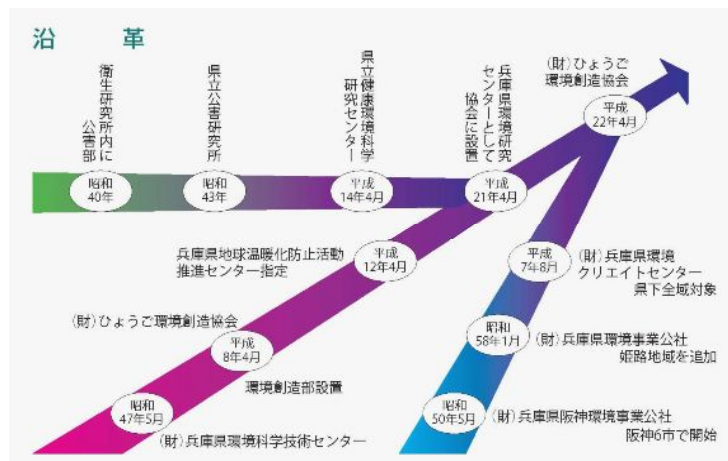
|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 建設コンサルタント登録（建設環境部門） | 建 23 第 9758 号         |
| 計量証明事業登録            | 兵庫県計証第濃 3 号（濃度）       |
|                     | 兵庫県計証第騒 6 号（音圧レベル）    |
|                     | 兵庫県計証第振 7 号（振動加速度レベル） |
|                     | 兵庫県計証第特定濃度 6 号（特定濃度）  |
| 水道水質検査機関登録          | 厚生労働省（登録番号第 6 0 号）    |
| 作業環境測定機関登録          | 兵庫県労働基準局 2 8 - 9 号    |

|                                                     |                                       |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 建築物飲料水水質検査業登録                                       | 兵庫県56水第11号の5                          |
| 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関                                   | 環2003-1-207                           |
| MLAP（認定特定計量証明事業者）                                   | N-0060-01（大気中のダイオキシン類、水又は土壌中のダイオキシン類） |
| 第2種臭気測定認定事業所                                        | 第284（02）号                             |
| エコアクション21地域事務局                                      | 認定番号1-002                             |
| 人材認定事業登録（こども環境学習サポータートレーニング）                        |                                       |
| 産業廃棄物処分業許可（最終処分：安定型埋立）                              |                                       |
| 産業廃棄物処分施設設置許可（最終処分場・安定型／ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類） |                                       |
| 一般廃棄物処理施設設置許可（ごみ処理施設／焼却灰、ばいじん）                      |                                       |

#### （10）技術スタッフ

|                      |     |                    |     |
|----------------------|-----|--------------------|-----|
| 工学博士                 | 5名  | 公害防止管理者（大気関係第1種）   | 5名  |
| 技術士                  | 2名  | 公害防止管理者（水質関係第1種）   | 10名 |
| 技術士補（試験合格者含）         | 11名 | 公害防止管理者（ダイオキシン類関係） | 5名  |
| 環境計量士                | 15名 | 水道技術管理者            | 1名  |
| 作業環境測定士（第1種）         | 8名  | 放射線取扱主任者（2種）       | 2名  |
| 作業環境測定士（第2種）         | 1名  | X線作業主任者            | 11名 |
| 臭気判定士                | 5名  | 生物分類技能検定植物2級       | 2名  |
| 1級土木施工管理技士           | 2名  | 第1種衛生管理者           | 2名  |
| 2級土木施工管理技士           | 2名  | 特別管理産業廃棄物管理責任者     | 3名  |
| 1級造園施工管理技士           | 2名  | 衛生工学衛生管理者          | 1名  |
| 環境マネジメントシステム<br>審査員補 | 1名  | 土壌汚染調査技術管理者        | 2名  |

#### （11）沿革



#### （12）環境管理責任者及び連絡担当者（事務局）

環境管理責任者：理事 井上 成人

連絡担当者：経営企画部次長兼企画調整課長 杉浦 聡

## Ⅱ 事業活動の内容

### 1. 環境創造事業

持続可能な環境適合型社会の実現に向け、“低炭素社会”の実現をめざした「地球温暖化防止活動の推進」、 “自然共生社会”を目指した「生物多様性の保全」及び「持続可能な開発のための教育（E S D）」を含めた幅広い環境学習・教育の推進」を三つの重点的な柱として取り組みを行っています。

#### (1) 地球温暖化防止の推進

国の地球温暖化対策に係る中長期ロードマップを踏まえて新たに策定される県の地球温暖化防止推進計画に沿って、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、家庭におけるCO<sub>2</sub>削減を広めるとともに、事業者の活動支援を行い、太陽光発電などのグリーンエネルギーの導入拡大を進めています。

#### (2) 生物多様性保全の推進

「生物多様性ひょうご戦略」（平成21年3月策定）をもとに、生物多様性保全に係る県民への普及啓発や環境NPO・企業等の連携促進等を行っています。

#### (3) 環境学習・教育の推進

県内の環境学習に係るフィールドや人材の活用・連携を図り、あらゆる世代のライフステージに応じた環境学習・教育を行っています。

#### (4) 環境活動の支援

環境学習や環境の保全創造に取り組む人材の育成、活用や県民・NPO等の活動支援や連携・交流の促進により、取り組みの輪を広げていく活動を行っています。

#### (5) 環境学習施設の運営（※県の環境マネジメントシステムで運用）

環境学習・教育の中核拠点として、情報発信・活動支援・交流促進を行う「ひょうごエコプラザ」を運営するとともに、地球温暖化防止など環境学習の拠点施設である「ひょうご環境体験館」の指定管理を県から受け、効果的に運営しています。

### 2. 循環型社会推進事業

兵庫県における廃棄物に関わる川上から川下までのすべての取り組みに対して一元的に対応する体制を整備、強化し、循環型社会構築を目指した3R活動等のさまざまな活動の促進と波及効果の拡大を図っています。

#### (1) 廃棄物処理等にかかる市町等支援事業

廃棄物行政において、各市町では対応が困難な案件（廃棄物処理計画の作成、廃棄物処理施設に係る機種を選定・発注仕様書作成や廃棄物の適正処理等）に対して支援事業を行っています。

#### (2) 廃棄物の資源化・最終処分等事業の推進

市町や事業者の要請に基づき、個々の市町や事業者では処理が困難な廃棄物等の適正処理・再資源化事業等を広域的に推進しています。

（※赤穂事業所、香住事業所は平成25年度中に拡大予定）

#### (3) 環境ビジネスに係る調査、研究、交流事業の推進

「ひょうご循環社会ビジョン」の目指す、環境と経済が調和し環境ビジネスが発展する社会の実現に向けて、ひょうごエコタウン構想を推進するとともに、県内企業が有する優れた公害防止技術の中国広東省等への移転のための交流事業を行っています。

#### (4) 不法投棄廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理法に基づき、現状回復が困難な廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対し、廃棄物等不適正処理適正化推進基金を活用して早期対応による拡大防止、原状回復措置を講じることとしています。

(5) 3R等普及啓発の推進

循環型社会構築を目指した県民レベルのさまざまな活動を促進するため、地域における3R推進活動を担う人材の育成とその活動支援を行っています。

3. 環境コンサルティング事業

環境保全に係る調査研究を進めることにより培われた幅広い知見と高度な技術力を基に、一貫性のあるコンサルティング業務を行っています。

(1) 低炭素社会に向けた取り組み

地球温暖化問題の解決や循環型社会の推進のため、低炭素社会の実現を目指したバイオマスの利活用などの再生可能エネルギーに係る計画支援や技術研究に取り組んでいます。

(2) 自然環境の保全・再生

地域特性や社会条件などの変化を踏まえ、都市河川での自然再生、ビオトープ創出、荒廃した森林の復元などさまざまな事業目的に対応した提案を行い、人と自然が共生する豊かな社会の実現をお手伝いしています。

(3) 循環型社会の形成推進

循環型社会を実現するため、廃棄物処理施設等の整備事業について、計画、設計、施工管理及び住民啓発など一貫性のある支援を行っています。

4. 環境調査・測定分析事業

計量法に基づく環境計量証明事業所の登録機関として、経験豊富なスタッフにより最新の技術を駆使しながら、迅速に正確な調査・分析を行っています。

(1) 大気関係

私たちの身のまわりを取り巻く大気環境を良好に保つため、「大気汚染防止法」などの各種関係法令に基づき、工場・自動車等から排出される物質による大気汚染の状況や、騒音、振動、悪臭などの測定を行っています。

(2) 水質・土壌関係

河川、海域等の水環境を良好に保つため、「水質汚濁防止法」、「下水道法」、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」に定める物質の測定を行っています。また、「土壌汚染対策法」に基づく土壌ガス調査、土壌溶出量調査、土壌含有量調査及び地下水の汚染状況調査や、土地取引に先立って必要となる「宅地建物取引業法」及び「不動産鑑定評価基準」に基づく土壌汚染の有無を判断する調査も行っています。

(3) 有害物質関係

種々の汚染源から環境へ飛散した有害物質のダイオキシン類、環境ホルモンや残留性有機汚染物質（POPs）等の調査・分析・評価を行っています。

5. 環境研究事業

県と密接に連携し、環境事故の危機管理をはじめさまざまな環境問題について、行政ニーズに即した調査研究を行っています。また、国・地方環境研究所、大学等と共同してより高度な調査研究に取り組むとともに、未規制化学物質の分析法の開発や民間分析機関の精度管理技術の向上を図っています。

(1) 行政検査に係る調査分析事業

県環境部局から受託する大気汚染・水質汚濁の監視業務における試料を分析するとともに、工場・事業所への立入検査等に係る調査分析を実施し、排出施設等の適正管理や排出抑制等の指導助言を行っています。

(2) 環境研究に係る取り組み

県民の安心・安全を確保するため、県施策に関連する環境事案に関して、大学、他研究機関等とも連携するなど、効果的な調査研究を実施しています。

(3) 民間分析機関の精度管理技術向上等のための事業

高度な調査研究技術力や豊かな知見を活かし、国が実施する精度管理プログラムに積極的に協力するとともに、県計量協会環境計量証明部会等と連携し民間分析機関の精度管理技術向上のための事業を実施しています。

(4) 大学等教育関係機関と連携した環境分野を担う人材の育成

神戸大学海事科学研究科と平成 21 年に締結した協定に基づき連携大学院を推進するとともに、県立大学と連携したフィールド特別講習、短期インターンシップ等の学生への研修を通じた指導・教育により、将来の環境分野の調査研究を担う人材の育成を図っています。

(5) 研究成果等の効果的な発信、情報提供

環境科学に関する様々な情報の提供を行うため、協会各部、他の研究機関、大学等と連携した研究発表会やポスター展示など、広く県民、事業者等に対し研究成果等を発信しています。

## 6. 国際協力事業

長年にわたって培ってきた環境に関する様々なノウハウ、技術等を活かし、世界各地の環境保全の取り組みに協力しています。

(1) モンゴル森林再生事業

モンゴルでは地球温暖化による乾燥化の拡大や病虫害対策等の新たな課題が発生しており、現地 NGO への植林支援等を行っています。

(2) ブラジル・パラナ州沿岸地域における自然再生普及事業

パラナグア湾における海洋生物多様性の保全のため、地域住民を対象にした普及講習会や教職員の知識向上のための学習会、マングローブ林の再生に向けた植樹支援などを行っています。

(3) ブラジル・パラナ州ロンドリーナ市における地域水質改善モデル支援プロジェクト

パラナ州ロンドリーナ市の河川の水質改善のため、水質微生物と環境水質の関連を明確にするとともに、病原菌等の分析技術確立することを目的に技術支援を行っています。

(4) JICA 受託による研修事業（地方自治体における廃棄物処理コース）

開発途上国における廃棄物処理を巡る課題解決への取り組みを促進するため、開発途上国から環境行政に係る研修生を受け入れ、廃棄物の発生から最終処分までの各分野の取り組みに係る、講義や見学等を通じて、必要な知識の習得と課題解決に向けた支援を行っています。

### Ⅲ 環境への取組

#### 1 環境方針

##### 財団法人ひょうご環境創造協会環境方針

##### 【理 念】

財団法人ひょうご環境創造協会（以下、「当協会」という）は、環境の保全と創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、活動のあらゆる面で、環境の保全と創造に配慮して行動する。

##### 【方 針】

当協会は、「環境適合型社会の実現をめざし、参画と協働の取組を進めます」をスローガンに、県民、NGO・NPO、事業者、行政の行う環境保全と創造活動を支援し、促進する推進母体として、環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・分析事業、環境研究事業などの事業活動等において、環境負荷を低減するとともに環境保全・創造活動を実践するため、以下の原則を履行する。

##### 1 （環境保全・創造活動の推進）

職員全員が下記の環境保全・創造活動の実践に取り組むとともに、事業活動による環境負荷の低減及び環境汚染の予防・防止に努める。

##### (1) 環境保全活動

- ① 化学薬品は、適正使用を徹底し、適正管理に努める。
- ② 物品等の調達にあたっては、グリーン調達を推進する。
- ③ 電気、水、ガス、紙等の資源・エネルギーは、使用量の削減・再利用に努める。
- ④ 廃棄物は、排出の抑制を図るとともに分別を適正に行い、再資源化を推進する。
- ⑤ 産業廃棄物の適正管理に努める。
- ⑥ 排水処理施設及び排ガス処理施設は、適正に管理し、汚染物質排出の予防・防止に努める。

##### (2) 環境創造活動

- ① ライフステージに応じた環境学習・教育を推進し、県民、事業者の環境創造活動を支援する。
- ② グリーンエネルギーの導入等の地球温暖化防止のための実践活動を促進する。
- ③ 環境問題に関する情報収集・提供及び普及啓発・調査研究に努める。

##### 2 （法令等の遵守）

当協会に適用される環境関連の法令等及び当協会の同意するその他の要求事項を遵守する。

##### 3 （緊急時の対応）

緊急事態に備え、化学薬品の保管・使用及び排水処理施設等の管理にあたっては、防災対策を講じ、汚染物質の漏出の防止に努める。

##### 4 （継続的改善）

環境方針、環境目標は、社会情勢及び社会的要請を考慮して定期的に見直しを行い、継続的改善により、環境負荷の低減と環境保全・創造活動の実践に努める。

##### 5 （公開）

環境方針は、公開する。

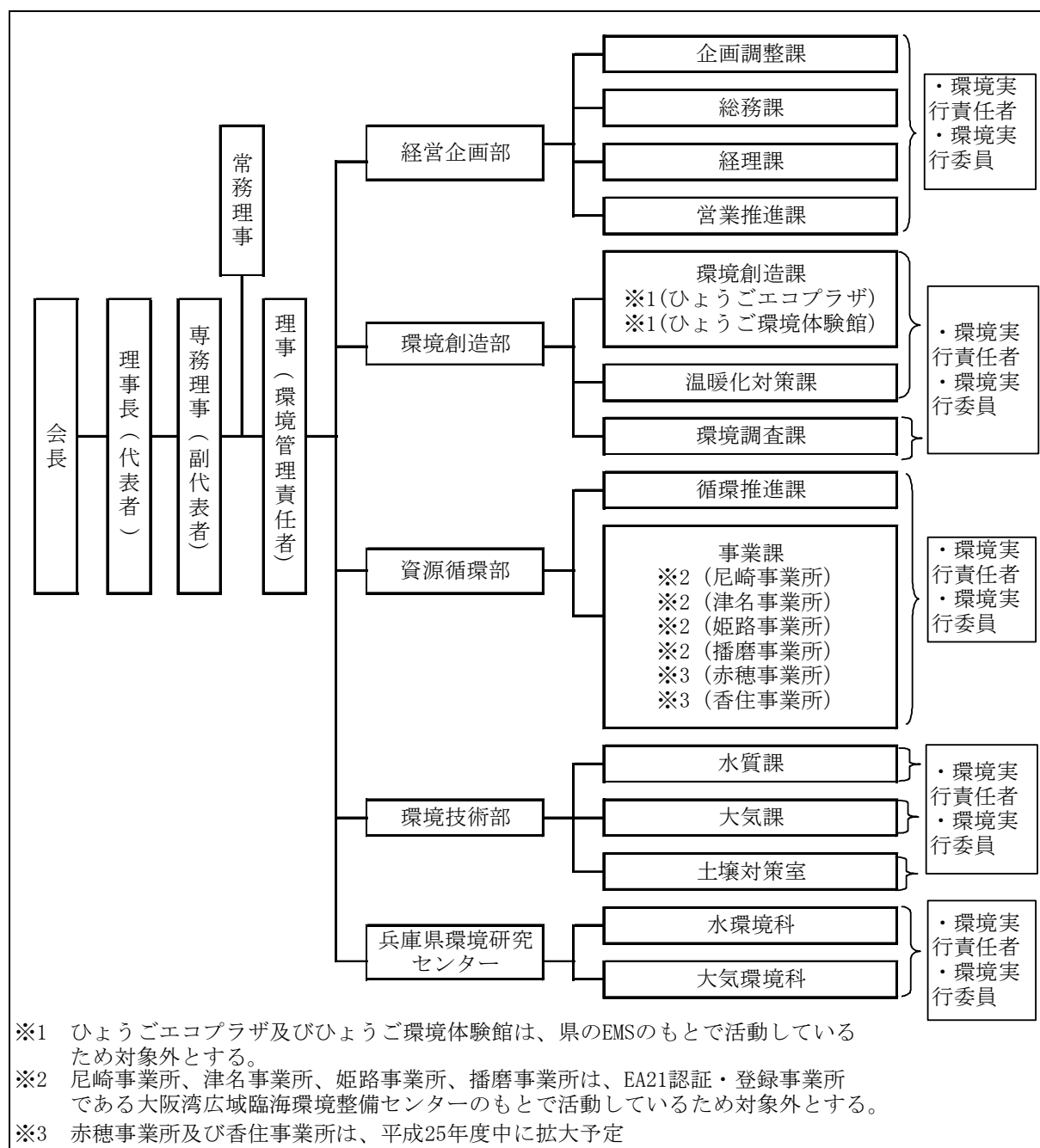
制定日 平成 20 年 4 月 1 日

改訂日 平成 23 年 4 月 1 日

財団法人ひょうご環境創造協会 理事長

大 原 義 弘

## 2 対象範囲及び実施体制



### 3 環境活動計画と環境目標の実績及びその評価

平成 23 年度における環境活動計画及び環境目標とその実績は下記のとおりです。なお、平成 22 年度より認証対象範囲（資源循環部及び兵庫県環境研究センター）を拡大したため、数値は増加しました。また、23 年度においては売上目標が 22 年度より 1.13 倍、また分析検体数 50%の増加を見込んだため、環境目標もそれに合わせて設定を行いました。

| 環境目標            | 主な環境活動計画                                   | 平成 23 年度目標                                     | 平成 23 年度実績                        | 評価 |
|-----------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------|----|
| (1) 化学薬品の管理     | ・安全衛生委員会で管理状況を点検（ドラフト制御風速チェック、ボンベ漏れ、排水処理等） | 巡視点検の実施（年 12 回）                                | 巡視点検を実施（年 12 回）                   | ○  |
| (2) グリーン調達      | ・事務用品のグリーン調達                               | グリーン調達の推進                                      | グリーン調達呼び掛け                        | ○  |
| (3) 二酸化炭素排出量の削減 |                                            | 571,676 kg-CO <sub>2</sub> 以下                  | 567,527 kg-CO <sub>2</sub>        | ○  |
| ①電 気<br>使用量     | ・昼休みの消灯<br>・空調の適正化（夏期：28℃、冬期：20℃）          | 1,304,742 kWh 以下                               | 1,316,363 kWh                     | ×  |
| ②ガ ス<br>使用量     | ・使用量を管理し、削減に努める                            | 5,480 m <sup>3</sup> 以下                        | 4,982 m <sup>3</sup>              | ○  |
| ③ガソリン<br>燃 費    | ・アイドリングストップ<br>・タイヤの空気圧をチェック               | 平均 9.1km 以上                                    | 10.2 km                           | ○  |
| ④軽 油<br>燃 費     | ・アイドリングストップ<br>・タイヤの空気圧をチェック               | 平均 6.8km 以上                                    | 7.0 km                            | ○  |
| (4) 水使用量の削減     | ・水の流しっぱなしの防止<br>・ピペット洗浄時間の適正化              | 4,982 m <sup>3</sup> 以下                        | 4,601 m <sup>3</sup>              | ○  |
| (5) 廃棄物排出量の削減   | ・非再資源化物の削減<br>・紙使用量の削減                     | リサイクル率 70 %以上                                  | 77 %                              | ○  |
| (6) 環境創造活動の推進   | ・啓発型イベント、セミナー等開催及び支援・協力、参加                 | 環境保全活動の目標ポイントの達成率が 75%以上                       | 77 %                              | ○  |
| (7) 産業廃棄物管理     | ・産業廃棄物管理票による産業廃棄物適正処分の管理                   | 産業廃棄物適正管理の実施                                   | マニフェスト 43 枚発行（適正処理を確認）            | ○  |
| (8) 排水／排ガス管理    | ・自主排水・排ガス測定の実施<br>・排水・排ガス測定結果が基準値以内        | 試験分析排水及び排ガス管理の徹底：月 2 回の排水測定、年 1 回の排ガス濃度自主測定の実施 | 排水：年 24 回測定<br>排ガス：年 1 回測定（基準値以下） | ○  |
| (9) 緊急時対策       | ・緊急時対応訓練の実施                                | 防火手順の確認                                        | 防火手順を確認                           | ○  |

#### (1) 化学薬品の管理

化学薬品の管理は ISO9001 等の手順書である「薬品・高圧ガス管理手順」に従い管理を行いました。また、安全衛生委員会による巡視点検（月 1 回／年 12 回）でも、特に問題はありませんでした。PRTR 法に基づく物質（トルエン等）も 1 t を超える物はありませんでした。

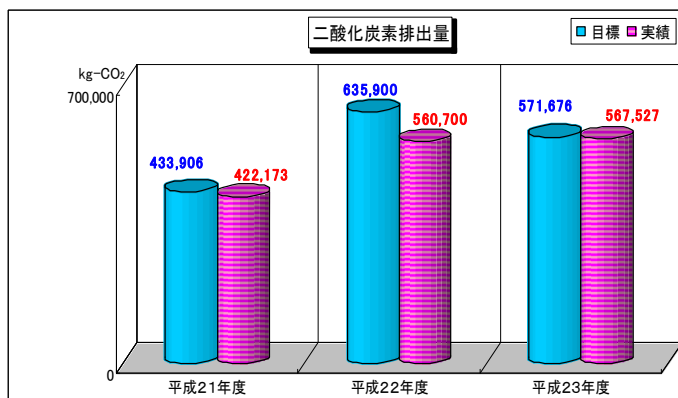
## (2) グリーン調達

グリーン調達については、主に事務用品においてグリーン調達を行いました。なお、平成 23 年度は、全ての事務用品についてグリーン調達を行いました。

## (3) 二酸化炭素排出量の削減

二酸化炭素排出量の削減を行うため、電気使用量、ガス使用量、ガソリン燃費、軽油燃費の目標を定め取り組みました。

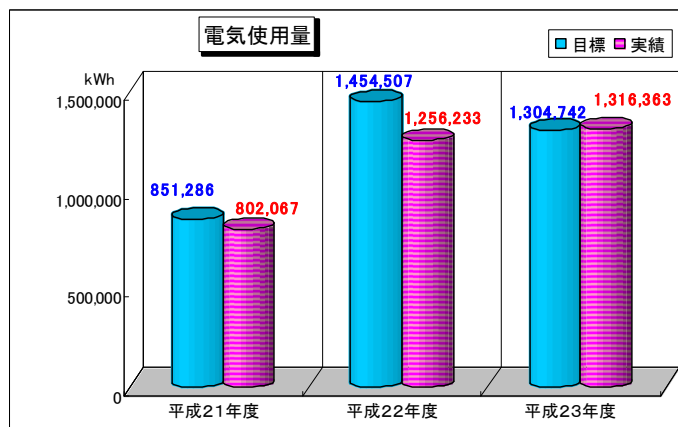
平成 23 年度の二酸化炭素排出量は 567,527kg-CO<sub>2</sub> であり、目標 (571,676kg-CO<sub>2</sub>) を達成できませんでした。しかし、業務量の増加の影響もあり、昨年度と比べると約 2%増加しました。



(二酸化炭素排出係数 0.366kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

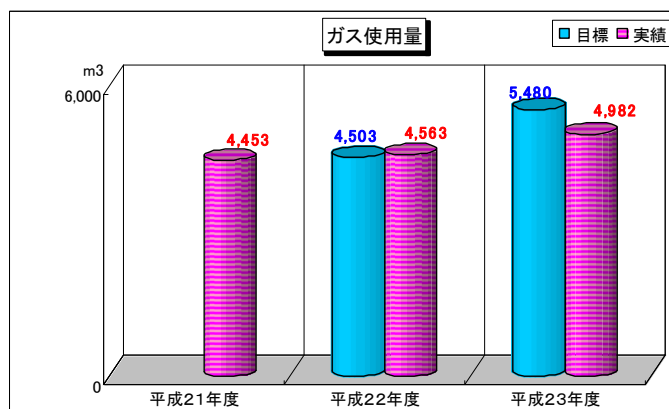
### ① 電気使用量

平成 23 年度における電気使用量は 1,316,363kWh であり、平成 23 年度目標 (1,304,742kWh 以下) を達成することはできませんでした。主な原因としては、分析部門の受注が予想以上に増加し、分析機器の稼働時間が多かったこと、また、研究部門において新たな設備の増加とそれに伴う空調の稼働時間が増えたことが大きな要因となりました。



### ② ガス使用量

平成 23 年度におけるガス使用量は 4,982 m<sup>3</sup> であり、平成 23 年度目標 (5,480 m<sup>3</sup> 以下) を達成できました。なお、使用量においては、仕事量の増減により影響を受けやすく削減が難しい部分もあるため、事務所部分での削減を進める必要があります。



※平成 21 年度の目標値は未設定であったため記載なし

### ③ ガソリン燃費

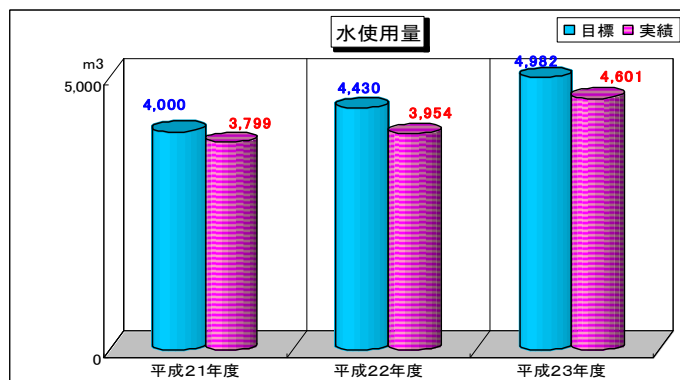
ガソリン使用量 (L) は業務量の増減で大きく変動することから、指標を平成 23 年度から燃費 (km/L) に変更しました。平成 23 年度の車 13 台の平均燃費は 10.2 km であり、目標 (平均 9.1km 以上) を達成しました。なお、使用量においては 31,842 L でした。

#### ④ 軽油燃費

軽油についても、ガソリンと同様、指標を平成 23 年度から燃費 (km/L) に変更しました。平成 23 年度の車 2 台の平均燃費は 7.0 km であり、目標 (平均 6.8km 以上) を達成しました。なお、使用量は 498 L でした。

#### (4) 水使用量の削減

平成 23 年度における水使用量は、4,601m<sup>3</sup> であり、目標 (4,982m<sup>3</sup> 以下) を達成できませんでした。器具洗浄室や分析室において多くの水を使用し、分析項目の種類や業務量の増減により、水使用量は影響を受けやすいため、事務部門での削減を図っていく必要があります。



#### (5) 廃棄物排出量の削減

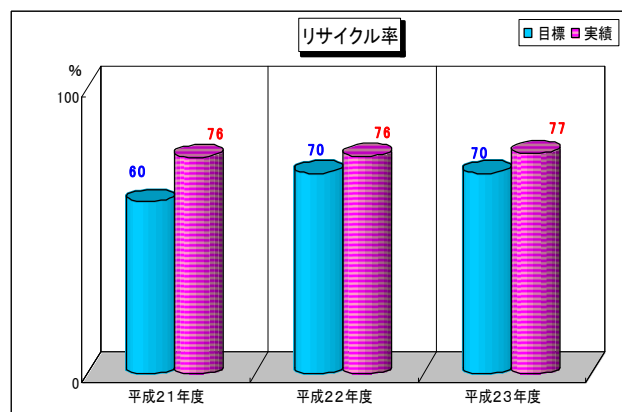
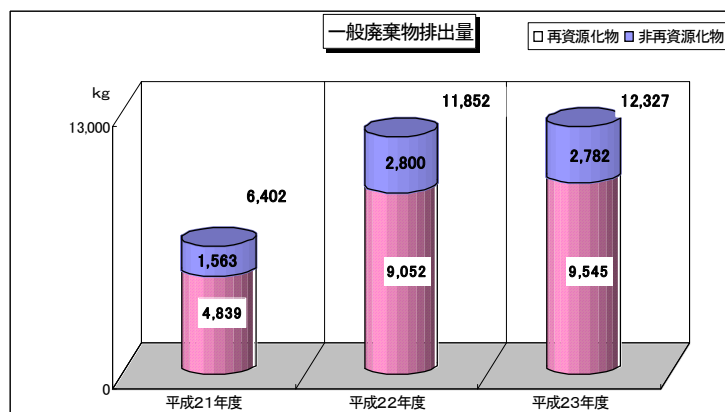
一般廃棄物は、再資源化物として古紙 (コピー紙、雑誌など)、新聞紙、ダンボール、アルミ缶、スチール缶とびん類に、また非再資源化物として可燃ごみ (生ゴミ/紙くずなど) と不燃・粗大ごみ (傘/フロッピーなど) に分けています。一般廃棄物の排出量は 12,326.5kg で前年度より 475kg 増加しましたが、そのうち、再資源化物の割合は 77.4% (9,544.6kg) であり、目標 (リサイクル率 70% 以上) を達成しました。また、非再資源化物の排出量は 2,781.9kg であり、前年度より 18kg 削減しました。

##### ■ 再資源化物質実績

- ・ 古紙 5,228.4kg
- ・ 新聞紙 846.8kg
- ・ ダンボール 1,823.5kg
- ・ アルミ缶、スチール缶等 1,645.9kg

##### ■ 非再資源化物質実績

- ・ 可燃ゴミ 2,294.9kg
- ・ 不燃/粗大ゴミ 487.0kg



#### (6) 環境創造活動の推進

環境創造活動を推進するため、環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員 1 人 1 人が個人目標 (年間 8 ポイントの取得) に向け取り組みました。平成 23 年度は職員全

体の77%が個人目標を達成し、全体での目標達成率（75%以上）をクリアしました。

なお、職員が行った主な環境創造活動は、下記のとおりです。

- ・ エコチェックカレンダーに取り組む
- ・ うちエコ診断を受診する
- ・ 環境に関する資格等の受験
- ・ 環境問題に関する講演会、セミナー等への参加
- ・ 環境に関する調査・研究等を外部又は内部で報告
- ・ 屋外清掃等の環境美化活動に参加

#### （7）産業廃棄物管理

排出される産業廃棄物は、廃プラスチック類、廃ガラス類、廃金属類、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油があり、また、特別管理産業廃棄物として廃酸、廃アルカリ、廃油があります。平成23年度に排出された産業廃棄物は6,413 kg、特別管理産業廃棄物は2,410 Lであり、平成22年度の排出量（産廃：1,202.8kg、特廃：1,577L）に比べて、それぞれ53%、153%増加しました。これは受注件数の増加と、倉庫の整理を行ったことによる影響が大きな原因です。

また、これらの産業廃棄物は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者に処分を委託し、委託時には産業廃棄物管理票（電子マニフェスト等）を発行して、適切に処分が行われているのかの確認を行いました。平成23年度における産業廃棄物管理票の発行枚数は43枚（うち兵庫県環境研究センター11枚）で、全て適正な処分を行いました。

##### ■産業廃棄物実績

|            |           |
|------------|-----------|
| ・ 廃プラスチック類 | 4,498.0kg |
| ・ 廃ガラス類    | 331.5kg   |
| ・ 廃金属類     | 34.0kg    |
| ・ 汚泥       | 1,549.5kg |

##### ■特別管理産業廃棄物実績

|         |        |
|---------|--------|
| ・ 廃酸    | 900L   |
| ・ 廃アルカリ | 160L   |
| ・ 廃アルカリ | 1,350L |

#### （8）排水／排ガス管理

重金属や有機溶剤などの有害物質を含む排水は、専門業者に引き取りを依頼するとともに、その他の洗浄水などの排水については、排水処理装置を用いてpH調整を行い、公共下水道に排出しています。公共下水道に排出しているこれらの排水については、月2回自主検査を行い、有害物質等が基準値をクリアしていることを確認しました。

常温で揮散しやすく、人体に悪影響を与える薬品（酸、溶剤など）の取り扱い、ドラフト装置内で行い、それらのガスを吸引して排ガス処理装置による処理を行った後、大気中に放出しています。また、ドラフトが正常に作動せず、薬品がうまく吸引されずに大気中へ放出されることを未然に防止するため、月1回、安全衛生委員会による巡視点検を行い、これらの設備に異常がないかチェックするとともに、ダイオキシン分析に関しては自主測定を年1回行い、管理基準値をクリアしていることを確認しました。

#### （9）緊急時対策

化学薬品の漏洩及び危険物保有量の多い分析室の火災を緊急事態として特定し、その対応策として「緊急事態対応手順書」を定めています。平成23年度は手順書に定められた作業が適切に行うことができるかどうかの確認を行うとともに、平成24年2月には消防訓練を実施し、非常口の確認や消火設備の使用方法についての講義を行いました。

#### 4 マテリアルバランス

平成 23 年度のマテリアルバランスは下記のとおりです。

| インプット |                   |                      | アウトプット |                   |                            |
|-------|-------------------|----------------------|--------|-------------------|----------------------------|
| エネルギー | 電気                | 1,316,363 kWh        | 排出物    | C02 排出量           | 567,527 kg-CO <sub>2</sub> |
|       | 都市ガス              | 4,982 m <sup>3</sup> |        | 再資源化廃棄物           | 約 9.5t                     |
|       | ガソリン              | 31,842 L             |        | 非再資源化廃棄物          | 約 2.8t                     |
|       | 軽油                | 498 L                |        | 産業廃棄物             | 約 6.4t                     |
| 資源    | 上水                | 4,601 m <sup>3</sup> |        | 特別管理産業廃棄物         | 2,410 L                    |
|       | 紙                 | 6t                   | 製品     | 排水                | 4,601 m <sup>3</sup>       |
|       | 薬品                | 5.5t                 |        | 分析測定件数            | 173,797 件                  |
|       | 物質 (PRTR 法に基づく物質) | 0.3t※                |        | 環境調査・コンサルティング業務件数 | 38 件                       |

(財) ひょうご環境創造協会

※ t で換算しにくい物質 (L) については、比重を 1 として計算しています。

## 5 次年度の取り組み内容

### 環 境 目 標 一 覧 表

(二酸化炭素排出量係数 0.366kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

| 活動                          | 取り組み項目                        | 管理項目                      | 平成23年度<br>目標<br><br>(基準)         | 平成23年度<br>実績                  | 平成24年度<br>目標                     | 平成25年度<br>目標                       | 平成26年度<br>目標                                                                                                                                                             | 主な取り組み項目                                                                                       | 取り組み部署   |                |               |                   |              |                                        |          |
|-----------------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------|---------------|-------------------|--------------|----------------------------------------|----------|
|                             |                               |                           |                                  |                               |                                  |                                    |                                                                                                                                                                          |                                                                                                | 協会<br>全体 | 経営企画部<br>環境調査課 | 環境創造部<br>(2F) | 資源循環部<br>(事業所は除く) | 水質課<br>(産技側) | 水質課(工技側)及び土壌<br>対策室<br>兵庫県環境研<br>究センター | 大気課      |
| 環境<br>負<br>荷<br>の<br>低<br>減 | 化学薬品の管理<br>【環境方針(1)<br>①】     | 薬品管理                      | 月1回実施状況の<br>確認                   | 月1回実施状況の<br>確認                | 月1回実施状況の<br>確認                   | 月1回実施状況の<br>確認                     | 月1回実施状況の<br>確認                                                                                                                                                           | ISO9001等の手順書に従った化学薬品の適<br>正使用、適正管理に係る記録を確認                                                     | ◎        | —              | —             | —                 | ◎            | ◎                                      | ◎        |
|                             | グリーン調達<br>【環境方針(1)<br>②】      | グリーン調達の<br>推進             | 月1回部署内で周<br>知                    | 月1回部署内で周<br>知                 | 月1回部署内で周<br>知                    | 月1回部署内で周<br>知                      | 月1回部署内で周<br>知                                                                                                                                                            | 環境に配慮した物品等の購入及び使用                                                                              | ◎        | ◎              | ◎             | ◎                 | ◎            | ◎                                      | ◎        |
|                             | 二酸化炭素排出量の削減<br>【環境方針(1)③】     |                           | 571,676<br>kg-CO <sub>2</sub> 以下 | 567,527<br>kg-CO <sub>2</sub> | 579,966<br>kg-CO <sub>2</sub> 以下 | 2,021,252<br>kg-CO <sub>2</sub> 以下 | 7,139,065<br>kg-CO <sub>2</sub> 以下                                                                                                                                       | 電気、ガス、ガソリン、軽油の削減に取り<br>組む                                                                      | ◎        | ◎              | ◎             | ◎                 | ◎            | ◎                                      | ◎        |
|                             | 電気使用量<br>(kWh)                | 1,304,724kWh<br>以下        | 1,316,363<br>kWh                 | 1,341,400kWh<br>以下            | 5,150,678kWh<br>以下               | 19,110,684kWh<br>以下                | 昼休み時間の消灯を徹底する、パソコンは<br>離席時等短時間使用しない時に省エネモー<br>ドとなるよう設定する、冷暖房時は適切な<br>温度(冷房時28℃以上、暖房時19℃以<br>下)に設定する、エコタップの活用を図<br>る、廊下の消灯を行う、環境実行委員等が<br>「環境行動チェック表」により取組状況を<br>チェックするなど | ◎                                                                                              | ◎        | ◎              | ◎             | ◎                 | ◎            | ◎                                      |          |
|                             | ガス使用量<br>(m <sup>3</sup> )    | 5,480m <sup>3</sup> 以下    | 4,982m <sup>3</sup>              | 5,255m <sup>3</sup> 以下        | 5,255m <sup>3</sup> 以下           | 5,255m <sup>3</sup> 以下             | ガス使用量を管理し、削減に努める                                                                                                                                                         | ◎                                                                                              | ◎        | ◎              | —             | ◎                 | ◎            | ◎                                      |          |
|                             | ガソリン燃費                        | 平均9.1km以上                 | 10.2km                           | 平均10.3km以上<br>(部署ごとに目標別)      | 平均10.3km以上<br>(部署ごとに目標別)         | 平均10.3km以上<br>(部署ごとに目標別)           | エコドライブの推進(不要なアイドリング<br>をやめる、タイヤの空気圧をチェックす<br>る、不要な荷物を降ろす、暖機運転は適切<br>に行う、急発進、急加速はやめるなど)                                                                                   | ◎                                                                                              | ◎        | —              | —             | ◎                 | ◎            | ◎                                      |          |
|                             | 軽油燃費                          | 平均6.8km以上                 | 7.0km                            | 平均6.5km以上                     | 平均6.5km以上                        | 平均6.5km以上                          |                                                                                                                                                                          | ◎                                                                                              | —        | —              | —             | —                 | —            | ◎                                      |          |
|                             | 水使用量の削減<br>【環境方針(1)<br>③】     | 水使用量<br>(m <sup>3</sup> ) | 4,982m <sup>3</sup> 以下           | 4,601m <sup>3</sup>           | 4,737m <sup>3</sup> 以下           | 49,161m <sup>3</sup> 以下            | 83,118m <sup>3</sup> 以下                                                                                                                                                  | 水の流しっぱなしをしない、洗浄時間を適<br>正に行うなど                                                                  | ◎        | ◎              | ◎             | ◎                 | ◎            | ◎                                      | ◎        |
| 環境<br>創<br>造<br>活<br>動      | 廃棄物排出量の<br>削減【環境方針<br>(1)④】   | リサイクル率<br>(%)             | 全体で70%(部署<br>ごとに目標別)             | 77.40%                        | 全体で70%(部署<br>ごとに目標別)             | 全体で70%(部署<br>ごとに目標別)               | 全体で70%(部署<br>ごとに目標別)                                                                                                                                                     | 再生できる紙類はごみにせず分別する、アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペット<br>ボトルは分別する、使い捨て容器の使用を<br>控えるなど                         | ◎        | ◎<br>70%       | ◎<br>75%      | ◎<br>78%          | ◎<br>63%     | ◎<br>60%                               | ◎<br>75% |
|                             | 環境創造活動の<br>推進【環境方針<br>(2)①②③】 | 環境保全活動                    | 年間平均達成率<br>75%以上                 | 77%                           | 年間平均達成率<br>76%以上                 | 年間平均達成率<br>76%以上                   | 年間平均達成率<br>76%以上                                                                                                                                                         | 環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員1人1人が個人目標(年間8ポイ<br>ントの取得)に向け取り組む。<br>「環境創造活動チェック表」により、四半<br>期ごとにチェックする | ◎        | ◎<br>75%       | ◎<br>75%      | ◎<br>80%          | ◎<br>75%     | ◎<br>75%                               | ◎<br>75% |

※ 環境方針(1)⑤⑥は、法令遵守に該当するため、「法的及びその他の要求事項一覧表」及び「法規制等遵守状況チェック表」等による管理項目とする

※ 平成25年度から香住事業所、赤穂事業所を対象範囲に拡大するため二酸化炭素排出量は増加

## 6 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

適用される法規制等は「法的及びその他の要求事項一覧表」に定めるとともに、「法規制等遵守状況チェック表」においてチェックを行い、違反があった場合は是正することとしています。なお、環境法規制等の遵守状況に関する定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。また、環境関連法規制について関係機関等から指導、指摘等は過去3年間ありませんでした。訴訟等は1件もありませんでした。

| 法令等の名称                                            | 該当施設名・物質・現象等              | 当協会の実施事項                                                                                                                                 | 評価 |
|---------------------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (国)廃棄物の処理及び清掃に関する法律                               | 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物管理責任者による報告書の届出</li> <li>・産業廃棄物管理責任者による電子マニフェストの管理</li> <li>・「法規制等遵守状況チェック表」による確認</li> </ul> | 遵守 |
| (市)神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例                    |                           |                                                                                                                                          |    |
| (市)神戸市告示第720号<br>(平成23年度神戸市一般廃棄物処理実施計画)           | 収集・運搬計画                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物を4区分に分別し、市の指定する区分ごとの袋又は回収委託業者の指示による区分ごとに排出する</li> </ul>                                     | 遵守 |
| (国)下水道法                                           | 排水処理装置                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定める排水基準の遵守</li> <li>・公共下水管理者に届出</li> <li>・「法規制等遵守状況チェック表」による確認</li> </ul>                     | 遵守 |
| (市)神戸市下水道条例                                       |                           |                                                                                                                                          |    |
| (国)特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律                       | パッケージエアコン                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄時は適切に処置する</li> </ul>                                                                           | 遵守 |
| (国)特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律                |                           |                                                                                                                                          |    |
| (国)消防法                                            | 薬品                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法規制等遵守状況チェック表」による管理</li> </ul>                                                                  | 遵守 |
| (国)労働安全衛生法                                        | 一般事項・室内環境大気・排ガス           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断の実施</li> <li>・「法規制等遵守状況チェック表」による確認</li> </ul>                                                | 遵守 |
| (国)特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律             | 薬品                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境への負荷の自己チェックシート」による把握</li> </ul>                                                               | 遵守 |
| (国)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律                          | 薬品                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用記録簿への記入</li> </ul>                                                                             | 遵守 |
| (国)高圧ガス保安法                                        | 分析室及びボンベ室                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手順書等に従った管理</li> </ul>                                                                            | 遵守 |
| (国)毒物及び劇物取締法                                      | 薬品                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「法規制等遵守状況チェック表」による確認</li> </ul>                                                                  | 遵守 |
| (国)悪臭防止法                                          | 薬品                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬品を使用後は、直ちに試薬瓶を密栓するなど悪臭発生防止処置</li> </ul>                                                         | 遵守 |
| (市)悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制地域の指定及び規制基準の設定について            |                           |                                                                                                                                          |    |
| (国)自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 公用車                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの推進</li> </ul>                                                                             | 遵守 |
| (国)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律                        | 環境物品                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン調達に努める</li> </ul>                                                                            | 遵守 |
| (国)資源の有効な利用の促進に関する法律                              | パソコン、紙、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別回収、リサイクルおよびリユースを確実に行う業者への処理委託</li> </ul>                                                       | 遵守 |

|                              |                              |                                     |    |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|----|
| (国)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 | 分析機器<br>機器設置施設を文部<br>科学大臣に報告 | ・「法規制等遵守状況チェック表」による確認               | 遵守 |
| (国) 特定家庭用機器再商品化法             | テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び乾燥機、エアコン   | ・リサイクルおよびリユースを<br>确实に行う業者への処理委託     | 遵守 |
| (国)使用済自動車の再資源化等に関する法律        | 公用車                          | ・自動車の購入／車検／廃棄時、情報管理センターに再資源化預託金等の預託 | 遵守 |
| (国)自然公園法                     | 自然環境                         | ・事業活動における生物多様性に与える影響の公表             | 遵守 |

法規制等遵守状況チェック表(平成23年度)

(文書番号:EF46R-001-版4)

| 報告      |    | 環境技術部長 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|---------|----|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 環境管理責任者 | 承認 | 4月     | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|         |    | ○      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  |

| 規制物質名              | 該当設備              | 関連業務            | 法令等の名称   | 制・改正<br>年月日         | 規制内容                     | 規制値等         | 環境法制度の遵守状況 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 管理責任者<br>(法的資格)           |
|--------------------|-------------------|-----------------|----------|---------------------|--------------------------|--------------|------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---------------------------|
|                    |                   |                 |          |                     |                          |              | チェック       |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     |                          |              | 4月         | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |                           |
| 水質汚濁物質             | 排水処理装置<br>(南経路排水) | 水質・土壌分析         | 神戸市下水道条例 | S44.4制定             | カドミウム及びその化合物             | 0.05mg/l以下   | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  | 樋口 大輔<br>(排水管理責任者)        |
|                    |                   |                 |          | H23.4.1<br>最終改正     | シアン化合物                   | 0.7mg/l以下    | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 有機燐化合物                   | 0.7mg/l以下    | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ●鉛及びその化合物                | 0.1mg/l以下    | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ●六価クロム化合物                | 0.35mg/l以下   | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 重金属及びその化合物               | 0.1mg/l以下    | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ●水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物     | 0.005mg/l以下  | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | PCB                      | 0.003mg/l以下  | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ○ジクロロメタン                 | 0.2mg/l以下    | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ○四塩化炭素                   | 0.02mg/l以下   | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
| 産業廃棄物<br>特別管理産業廃棄物 | —                 | 土壌・底質分析<br>排水処理 | —        | S45.12制定<br>H23.5改正 | ダイオキシン類                  | 10pg-TEQ/l以下 | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  | 田浦 衣出<br>(特別管理産業廃棄物管理責任者) |
|                    |                   |                 |          |                     | 廃棄物処理法の処分に関するマニフェストの管理状況 | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 毒物及び劇物取締法                | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 毒物及び劇物取締法                | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 毒物及び劇物取締法                | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 毒物及び劇物取締法                | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 毒物及び劇物取締法                | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 毒物及び劇物取締法                | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 毒物及び劇物取締法                | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 毒物及び劇物取締法                | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
| 薬品                 | —                 | 水質・大気・土壌等の分析    | —        | S25.12制定<br>H23.5改正 | ダイオキシン類                  | 10pg-TEQ/l以下 | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  | 山本 昇五<br>(薬品・高圧ガス管理責任者)   |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | ダイオキシン類                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
| 放射線物質              | 放射線計測装置           | 放射線計測装置         | —        | S32.6制定<br>H22.5改正  | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  | 大西 武夫<br>(放射線作業主任者)       |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |
|                    |                   |                 |          |                     | 放射線計測装置                  | —            | ○          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  |    |                           |

注) ●印の項目は毎月2回、○印の項目は毎月1回測定する。その他の項目は、年に1回とする。但し、n-ヘキサン抽出物質が5mg/未満の場合は、鉱物油と動植物油の測定も実施する。

## 7 代表者による全体評価と見直しの結果

| 見直しのための情報                                                                                                                                                                                                 | 確認・指示内容/変更の必要性                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>[方針・目標、達成状況]</p> <p>平成23年度における環境目標は、電気使用量が未達成となりましたが、その他はすべて達成できました。電気使用量未達成の原因は、分析部門の受注が増加し分析機器の稼働時間が長くなったこと、また研究部門において新たな設備の増加と、それに伴う空調の稼働時間が増えたことが大きな要因となっています。なお、電気を含めた二酸化炭素排出量削減の目標は達成されています。</p> | <p>[環境方針・環境目標に対するコメント]</p> <p>目標を達成していない項目はあるが、業務量に影響される項目である。その他の項目は目標達成されていることから、取り組みは順調に進んでいると評価できる。</p> <p>なお、平成24年度の環境目標の設定については、各部・課の意見を反映した数値設定を行うとともに、各部、課で管理を行うことができるよう工夫すること。</p> <p>[変更の必要性]</p> <p>有 無</p> |
| <p>[環境活動計画の取り組み状況]</p> <p>環境目標を達成するための活動項目は、環境実行委員会等により、職員に通知され、取り組みが行われています。</p>                                                                                                                         | <p>[環境活動計画に対するコメント]</p> <p>継続した取り組みを行うことができるよう、周知・徹底すること。</p> <p>[変更の必要性]</p> <p>有 無</p>                                                                                                                               |
| <p>[法律等の改定、順守状況]</p> <p>法規制等遵守状況チェックの結果、環境関連法規への違反はありません。また、外部からの環境関連法規に関する違反等の指摘及び訴訟はありませんでした。</p>                                                                                                       | <p>[順守状況の確認に対するコメント]</p> <p>特になし</p> <p>[変更の必要性]</p> <p>有 無</p>                                                                                                                                                        |
| <p>[環境経営システムの実施状況]</p> <p>平成23年度は、エコアクション21外部審査で推奨事項及び指導事項がありましたが、概ね順調に機能しています。</p>                                                                                                                       | <p>[環境経営システムに対するコメント]</p> <p>平成25年度に赤穂事業所、香住事業所も適用範囲として運用できるよう、平成24年度から準備を行っておくこと。</p> <p>[変更の必要性]</p> <p>有 無</p>                                                                                                      |
| <p>[報告年月日]</p> <p>平成24年 7月 4日</p>                                                                                                                                                                         | <p>[見直し年月日]</p> <p>平成24年 7月 4日</p>                                                                                                                                                                                     |
| <p>[環境管理責任者]</p> <p>井 上 成 人 </p>                                                                                       | <p>[代表者]</p> <p>大 原 義 弘 </p>                                                                                                      |



〒654-0037 神戸市須磨区行平町 3-1-31

TEL 078-735-27237 FAX 078-735-2292

HP <http://www.eco-hyogo.jp/>